

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 セコム株式会社

【英訳名】 SECOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中山泰男

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中山潤三

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中山潤三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
セコム株式会社 大阪本部  
(大阪市城東区森之宮一丁目6番111号)  
セコム株式会社 神奈川本部  
(横浜市西区北幸二丁目10番39号)  
セコム株式会社 中部本部  
(名古屋市東区主税町二丁目9番地)  
セコム株式会社 兵庫本部  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
セコム株式会社 東関東本部  
(千葉市美浜区新港14番地2)  
セコム株式会社 西関東本部  
(さいたま市大宮区土手町二丁目15番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当社第56回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金75円 総額16,369,518,525円

ロ 効力発生日

平成29年6月28日

#### 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として飯田亮、中山泰男、中山潤三、吉田保幸、泉田達也、尾関一郎、栗原達司、布施達朗、廣瀬篁治、河野博文、渡邊元の11名を選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

退任監査役1名の補欠として横溝雅夫を選任する。

なお、選任された監査役の任期は、平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなる。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために、その総額を年額1億円以内とする金銭債権を支給すること、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の普通株式の発行または処分を受けた日より3年間から5年間までの間で取締役会があらかじめ定める期間とすること、その他譲渡制限付株式報酬制度の概要を定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,732,299	6,493	731	(注) 1	可決(98.93%)
第2号議案				(注) 2	
飯田 亮	1,701,686	37,143	731		可決(97.18%)
中山 泰男	1,664,359	74,469	731		可決(95.05%)
中山 潤三	1,703,879	34,950	731		可決(97.31%)
吉田 保幸	1,703,865	34,964	731		可決(97.30%)
泉田 達也	1,703,875	34,954	731		可決(97.30%)
尾関 一郎	1,703,380	35,449	731		可決(97.28%)
栗原 達司	1,703,595	35,234	731		可決(97.29%)
布施 達朗	1,698,606	40,223	731		可決(97.00%)
廣瀬 篁治	1,714,200	24,629	731		可決(97.89%)
河野 博文	1,717,724	21,105	731		可決(98.10%)
渡邊 元	1,718,132	20,697	731		可決(98.12%)
第3号議案	1,737,040	1,788	731	(注) 2	可決(99.20%)
第4号議案	1,698,638	40,217	676	(注) 1	可決(97.01%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 上記「賛成(個)」「反対(個)」「棄権(個)」は、当該総会前日までに行使された各議決権の数に、当日出席株主のうち各議案の賛否が確認できた株主の議決権の数を加算したものです。「賛成の割合」については、当日出席株主のうち賛否が確認できなかった株主の議決権の数も分母に加算して計算しています。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立いたしました。このため、当日出席株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数につきましては、賛否等の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。